

施策目標個票

(国土交通省26-①)

施策目標	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 業績指標3については、目標値を既に達成しており、業績指標4についても、達成率は70%近くとなっており、3年以内に目標値を達成することが可能であると思われるものの、業績指標1、2については達成率70%を下回っており、主要な指標の全てが達成率70%を上回っているとはいえないため、「④進展が大きくない」と判断した。	
	施策の分析	業績指標3、4の達成状況は順調であり、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図っていると評価できる。また、業績指標1、2については達成率が低調である理由として、実績値算出当時(H25)の経済状況が考えられる。	
	次期目標等への反映の方向性	新たな住生活基本計画の策定状況等をも踏まえながら、必要に応じて変更等を行っていく。	

業績指標	1 最低居住面積水準未達率	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	22年	23年	24年	25年	26年		27年
		4.3%	-	-	-	4.2%	-	B	早期に解消
	暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	22年	23年	24年	25年	26年		27年
		40%	-	-	-	41.9%	-	B	50%
	暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(②大都市圏)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	22年	23年	24年	25年	26年		27年
		35%	-	-	-	37.3%	-	B	43.8%
	暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	3 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		16%	19%	24%	25%	29%	未調査	A	21%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		17年	22年	23年	24年	25年	26年		27年
		0.9%	1.5%	-	-	-	-	B	2.3~3.7%
	暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額
		当初予算(a)	60,812	55,727	41,139	43,023
予算の状況(百万円)	補正予算(b)	0	4,577	115,000	-	/
	前年度繰越等(c)	210	0	0	-	/
	合計(a+b+c)	61,022	60,304	156,139	43,023	/
	執行額(百万円)	59,263	57,338	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	0	0	/	/	/
	不用額(百万円)	1,760	2,966	/	/	/

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(24年度:15,858億円、25年度:19,594億円、26年度:19,964億円、27年度:19,966億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成27年6月23日)
-----------------	------------------------

担当部局名	住宅局	作成責任者名	住宅政策課 (課長 住本 靖)	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----	--------	--------------------	----------	---------

業績指標 1

最低居住面積水準未達率

評価

B	目標値：早期に解消（平成27年） 実績値：4.2%（平成25年度） －（平成26年度） 初期値：4.3%（平成20年）
---	--

(指標の定義)

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（最低居住面積水準）未達の住宅に居住する世帯の割合。（A/B）

※A：最低居住面積水準未達世帯数 B：主世帯総数

注 最低居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）において設定）の概要

(1) 単身者 25㎡（ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。）

(2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

（出典）平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準として、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

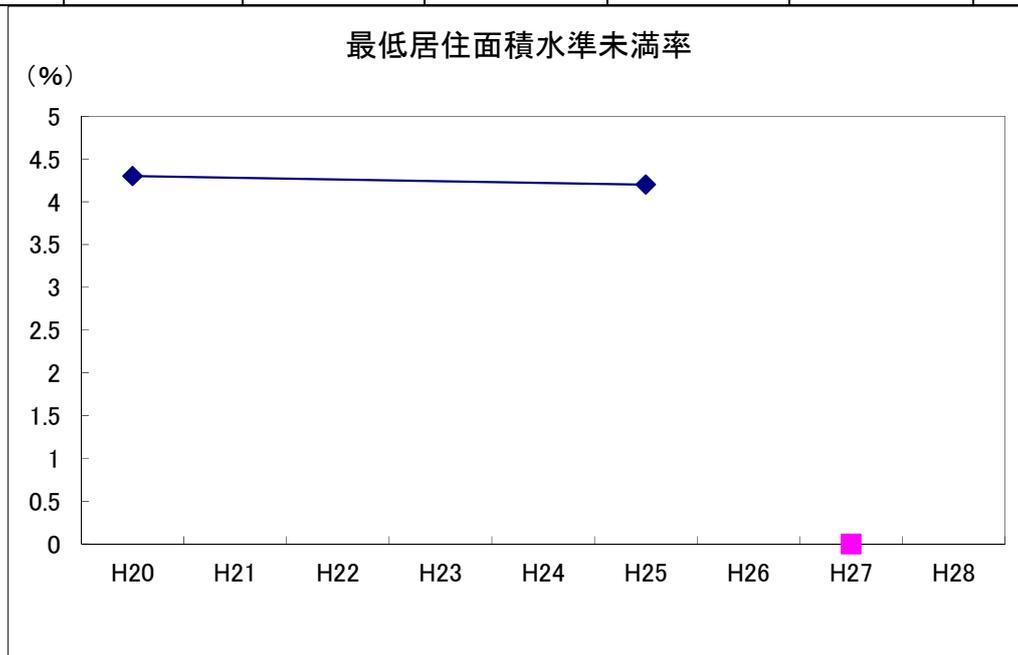
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

(暦年)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
4.3%	－	－	－	－	4.2%	－



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業、買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置等により、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・業績指標は5年に1度の調査の調査により把握しており、直近の実績値である平成25年の最低居住面積水準未満率は4.2%となり、実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標を達成できないこととなる。

（事務事業の実施状況）

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
（証券化支援事業 平成25年度実績：72,676戸、平成26年度実績：64,770戸）
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
（平成25年度整備戸数実績：623戸）
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
（平成26年度実績：1地区において公募実施（事業者決定済み））
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。（平成24年度までの累計実績：387戸）
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（平成25年度整備戸数実績：15,870戸）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなる。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・本業績指標は、政策上も重要なことから、平成27年度に新たな措置を講じるとともに、今後も、住生活基本計画（平成23年3月15日）で定められている通り、平成32年度を目標年度とし健康で文化的な住生活を営む基礎として、早期に解消を図ることを目指す。
- ・以上から、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

平成27年度税制改正において、住宅ローン減税、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置等を延長・拡充することとした。

平成27年度税制改正において、買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置を講じることとした。

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 住本 靖）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

住宅局住宅総合整備課（課長 北 真夫）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 内田 純夫）

住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）

土地・建設産業局企画課（課長 百崎 賢之）

土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 長橋 和久）

業績指標 2

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国、②大都市圏)

評 価			
①	B	目標値：50%	(平成27年)
		実績値：43%	(平成25年)
		— %	(平成26年)
		初期値：40%	(平成20年)
②	B	目標値：43.8%	(平成27年)
		実績値：38%	(平成25年)
		— %	(平成26年)
		初期値：35%	(平成20年)

(指標の定義)

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合 (A/B)

①※A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数

②※A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数

注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

注2 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 55㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡

(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 40㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

(出典)平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画で設定されている目標値(全国：50%(平成27年)、大都市圏：50%(平成32年))をもとに、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)

【閣決(重点)】

なし

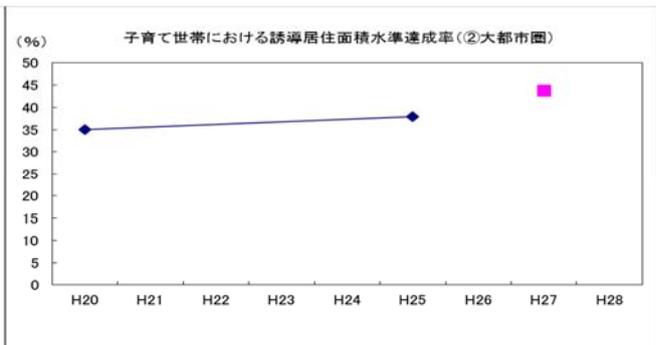
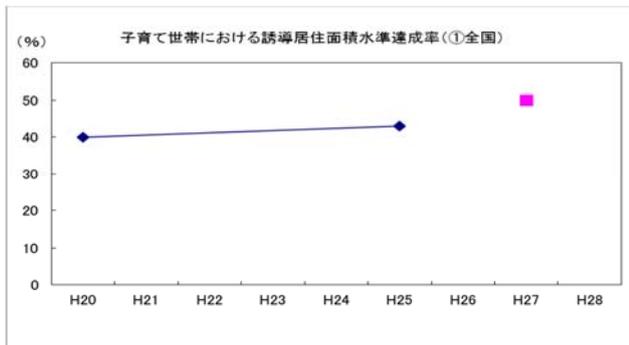
【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)〈住宅・都市分野〉

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値							(暦年)
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①	40%	—	—	—	—	43%	
②	35%	—	—	—	—	38%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による家賃減額施策により、子育て世帯の入居を支援する。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う。

関連する事務事業の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金の贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業、買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置等による、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・業績指標は5年に1度の調査により把握しているため、直近の実績値である平成25年における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の実績値は、「①全国」で43%、「②大都市圏」で38%となっており、いずれも過去の実績値（平成20年）と比べると増加しているものの、実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標を達成できないこととなる。

(事務事業の実施状況)

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
(証券化支援事業 平成25年度実績：72,676戸、平成26年度実績：64,770戸)
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
(平成26年度実績：1地区において公募実施（事業者決定済み）)
- ・都市再生機構（UR）による家賃減額の施策により、子育て世帯の入居促進に係る取組みを行った。
(平成26年度実績：地域優良賃貸住宅制度を活用した減額制度等を導入)
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。
(平成24年度までの累計実績：387戸)
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
(平成25年度整備戸数実績：623戸)
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、厳しい経済状況を反映して達成率は伸び悩んでおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなる。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、平成27年度に新たな措置を講じるとともに、今後も、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画（平成23年3月15日）に基づき、全体として居住水準を向上させることを目指す。
- ・以上から、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

平成27年度税制改正において、住宅ローン減税、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置等を延長・拡充することとした。

平成27年度税制改正において、買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置を講じることとした。

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 住本 靖）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

住宅局住宅総合整備課（課長 北 真夫）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 内田 純夫）

住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）

土地・建設産業局企画課（課長 百崎 賢之）

土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 長橋 和久）

業績指標 3

生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合

評価

A	目標値：21%（平成27年度） 実績値：29%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：16%（平成21年度）
---	--

(指標の定義)

公的賃貸住宅団地数（100戸以上）のうち、生活支援施設を併設している団地数の割合（A/B）

※A：生活支援施設（注）を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の数

B：公的賃貸住宅団地（100戸以上）の総数

注）生活支援施設：高齢者福祉施設、障害者福祉施設、子育て支援施設等

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子育て世帯等の地域における福祉拠点等を構築するため、公的賃貸住宅団地等において、民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を促進すること等が重要であることから、今後、建て替えが想定される公的賃貸住宅団地数を踏まえて目標値（25%（平成32年））を設定。これらを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
二、戦略市場創造プラン テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

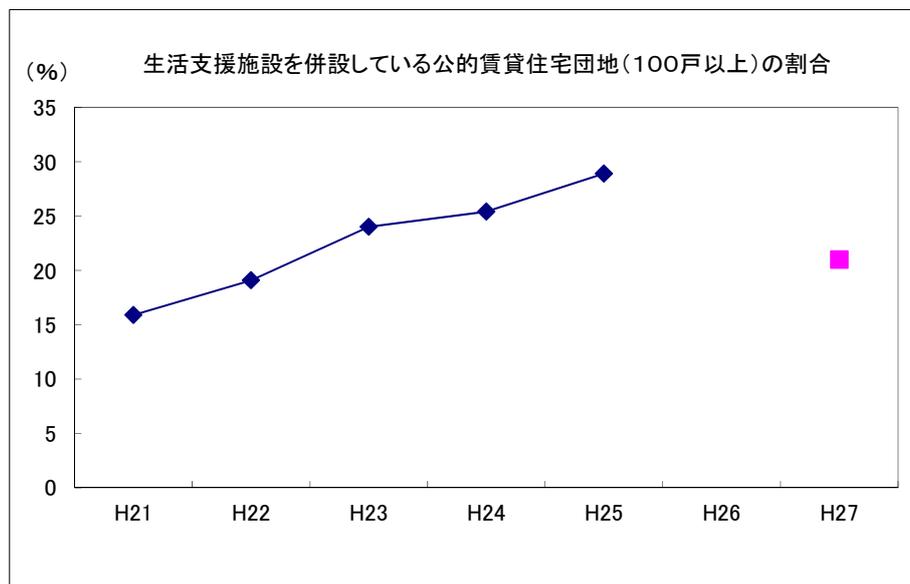
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
—	16%	19%	24%	25%	29%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、対象要綱上、100戸以上の公営住宅団地の建替えについては、原則、保育所等の生活支援施設を併設するもののみを補助対象の要件としている。
- ・高齢者生活支援施設等を公的賃貸住宅等と一体的に整備する事業に対し、補助を行う。
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合は、平成21年度の16%から平成25年度29%と着実に進捗しており、平成23年度において目標値を達成している。

（事務事業の実施状況）

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（平成25年度整備戸数実績：15,870戸）
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。
（平成25年度併設施設数：5,224施設（3,194団地））
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。
（平成25年度供給施設数：9施設（7団地）（都市再生機構賃貸住宅分））

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。公的賃貸住宅団地は、生活支援施設を併設し地域の福祉の拠点として整備することで、高齢者や子育て世帯等に対する多様なサービスを提供する場となりうるものであり、サービスが提供される環境整備は政策上も重要であることから、今後も引き続き生活支援施設の設置を促進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 北 真夫）

関係課：住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

業績指標 4

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

評価

B	目標値：2.3～3.7% (平成27年) 実績値：1.5% (平成22年) 初期値：0.9% (平成17年)
---	--

(指標の定義)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 (A/B)

※A=高齢者向け住宅(注)の戸数・定員数の合計値、B=高齢者(65歳以上)人口

(注) 高齢者向け賃貸住宅及び高齢者居住系施設

(目標設定の考え方・根拠)

単身高齢者や要介護高齢者の急増(単身高齢者は約1.5倍(2005(平成17年)→2015(平成27年))、要介護高齢者は約1.7倍(2005(平成17年)→2025(平成37年))が見込まれる中で、可能な限り、住み慣れた地域で医療・介護を受けながら安心して暮らすことができる住まいを確保することが重要である。

現状では、諸外国に比べ、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合が低く、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)において、この割合を平成32年目途で欧米並み(3～5%)とすることを目標として掲げている。

これらを踏まえ、現況値と平成32年までの目標値との差を按分し、平成27年までの数値を形式的に設定した。

[参考] 日本0.9%(2005)、デンマーク8.1%(2006)、スウェーデン2.3%(2005)、イギリス8.0%(2001)、アメリカ2.2%(2000)

(外部要因)

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・高齢社会対策大綱(平成24年9月7日)
- ・日本再興戦略(平成25年6月14日)
 - 二. 戦略市場創造プラン テーマ1:国民の「健康寿命」の延伸

【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

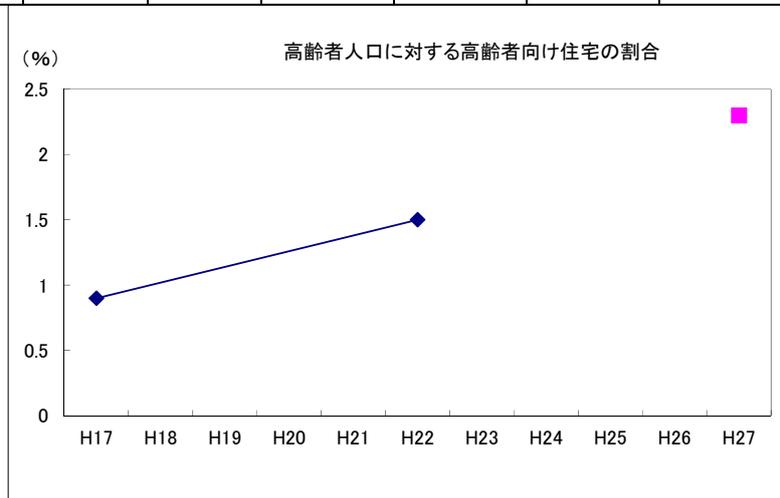
【施政方針】

なし

過去の実績値

(暦年)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0.9%	—	—	—	—	1.5%	—	—	—	—



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造となるよう促進するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費等に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制として、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を行う。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成17年の0.9%から平成22年の1.5%と着実に進捗しているが、現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成27年度に目標値を達成できない可能性がある。

(事務事業等の実施状況)

- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
(平成25年度末登録実績：総登録件数4,555件、総登録戸数146,544戸)
(平成26年度末登録実績：総登録件数5,493件、総登録戸数177,722戸)
- ・バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。
(平成25年度新規整備戸数実績：15,870戸)
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。
(平成25年度バリアフリー化の図られたストック戸数：1,025,642戸)
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。
(平成25年度整備戸数実績：623戸)
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しているが、平成27年度に目標値を達成できない可能性があることから、「B」と評価した。

今後もサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

平成27年度税制改正において、サービス付き高齢者向け住宅に対する税制上の特例措置（固定資産税、不動産取得税）の適用期限を延長し、引き続き供給を促進する。

(平成28年度以降)

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 北 真夫）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）